

## 指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

令和2年7月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
指定第267号	昌和建設株式会社	印旛郡印旛村 瀬戸1733 番地5	久保 昌弘	昌和建設株式会社	印旛郡印旛村 瀬戸1733 番地5	令和2年6月12日